

## 市街地開発事業指導要綱に基づく共同住宅、住宅、寄宿舍等における自転車駐車場の必要台数の考え方

市街地開発事業指導要綱(以下「指導要綱」という。)に基づく、共同住宅、住宅、寄宿舍等(以下「住宅等」という。)の自転車駐車場の整備数等について、以下の計画例における考え方を示す。

≪計画例≫ 共同住宅19戸(世帯用住宅(※1)16戸、世帯用住宅以外の住宅3戸)を計画する場合  
※1\_ 世帯用住宅…住戸の専用部分の床面積が40㎡以上の住戸

### 【自転車駐車場の必要台数の考え方】

指導要綱第16条第2項の規定により、自転車駐車場の必要台数を以下の計算式により求め、必要台数分以上の自転車駐車場を整備する。

(計算式により算定された台数は、小数点以下を切り上げる。)

(世帯用住宅の戸数 A)	× 1.4	=	(世帯用住宅の算定台数 ①)
16(戸)	× 1.4	=	22.4(台)
-----			
(世帯用住宅以外の戸数 B)	× 1.0	=	(世帯用住宅以外の住宅の算定台数 ②)
3(戸)	× 1.0	=	3(台)
-----			
(世帯用住宅の算定台数 ①)	+	(世帯用住宅以外の住宅の算定台数 ②)	= (合計の算定台数)
22.4(台)	+	3(台)	= 25.4(台)
			必要台数 26 台 … ③

計算式の結果から、計画例における共同住宅では26台分以上の自転車駐車場を整備する。

### 【共用自転車を用いる場合の必要台数の考え方】

指導要綱第16条第3項の規定により、住宅等の戸数に1を乗じて得た数(計算式中④で示す数)を超える部分の自転車駐車場を居住者等が共同で利用する自転車(以下「共用自転車(※2)」という。)専用の自転車駐車場とするときは、共用自転車1台につき5台分の自転車駐車場を確保したものとみなして必要台数を算定することができる。

※2\_ 共用自転車の例…マンションの居住者専用の貸し出し自転車など

(計算式により算定された台数は、小数点以下を切り上げる。)

(必要台数 ③)	-	(住宅の総戸数 C)	=	(共用自転車の対象台数 ④)
26(台)	-	19	=	7(台)
-----				
(共用自転車の対象台数 ④)	÷ 5	=	(共用自転車の算定台数)	
7(台)	÷ 5	=	1.4(台)	
				共用自転車の台数 2 台 … ⑤
-----				
(住宅等の総戸数 C)	+	(共用自転車の台数 ⑤)	=	(合計台数)
19	+	2(台)	=	21(台)

## 計算表

### 【自転車駐車場の必要台数の考え方】

- ・世帯用住宅の算定台数

世帯用住宅の戸数 A	世帯用住宅の算定台数 $A \times 1.4 = \textcircled{1}$

- ・世帯用住宅以外の住宅の算定台数

世帯用住宅以外の住宅の戸数 B	世帯用住宅以外の住宅の算定台数 $B \times 1.0 = \textcircled{2}$

- ・必要台数

合計の算定台数 $\textcircled{1} + \textcircled{2}$	必要台数 (※) $\textcircled{3}$

※計算式により算定された台数は小数点以下を切り上げる

### 【共用自転車を用いる場合の必要台数の考え方】

- ・共用自転車を用いて確保する自転車の台数

必要台数 $\textcircled{3}$	住宅の総戸数 C	共用自転車の対象台数 $\textcircled{3} - C = \textcircled{4}$

- ・共用自転車の台数

共用自転車の対象台数 $\textcircled{4}$	共用自転車の台数 (※) $\textcircled{4} \div 5 = \textcircled{5}$

※計算式により算定された台数は小数点以下を切り上げる

- ・合計台数

合計台数 $C + \textcircled{5}$